

福岡国税局からのお知らせ

令和3年8月
福岡国税局

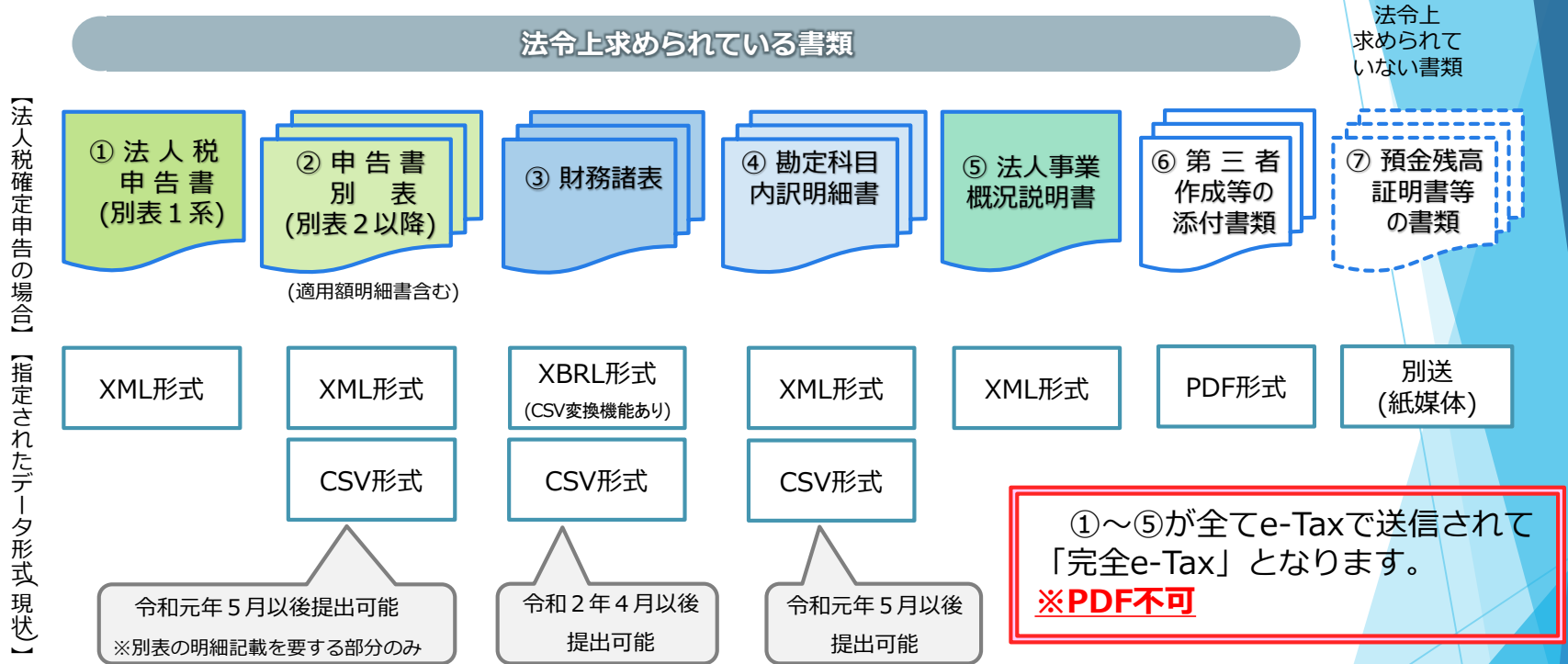


1 法人税申告に係る添付書類も含めたe-Taxの普及・定着

法人税申告において提出されるデータ形式

法人税確定申告書では、一般的に以下の資料(①～⑦)が提出されます。

e-Taxでは、受信データの二次利用を目的として①～⑤のデータについて、データ送信を原則としています。



実際に「完全 e-Tax」を行っている税理士の方々から、「関与先に印鑑をもらいに行って、それを税務署へ提出することがなくなったことが一番のメリット!」「今は楽で、もっと早くにしておけば良かったと思っている!」といった声が上がっています!!

2 インボイス制度①

事業者の方へ

令和3年10月1日

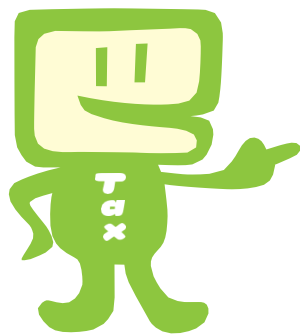
登録申請
受付開始!



消費税の
インボイス
制度

令和5年10月1日からインボイス制度が導入されます。適格請求書発行事業者のみがインボイスを交付できます。

登録申請手続は、**e-Tax**
をご利用ください!!



「e-Taxソフト(WEB版)」「e-Taxソフト(SP版)」をご利用いただ



くと質問に回答していくことで申請が可能



e-Taxで申請した場合、電子データで登録通知の受領が可能

※「登録通知」には、令和5年10月以降インボイスに記載が必要な「登録番号」を記載しており、紛失防止等の観点から電子データでの受領をお勧めしています。



個人事業者の方はスマートフォンからでも申請できます。
スマートフォンからの申請には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。

2 インボイス制度②

～ 登録通知の受領はe-Tax(データ)で!!! ～

データで受け取るには登録申請時にチェックが必要です!!

登録申請書をe-Taxソフトやe-Taxソフト（WEB版）で作成する際に登録通知についてデータで受け取ることを選択していただく必要があります。

e-Taxソフトの場合

<入力画面イメージ（案）> 【直接入力】

<申請書全体図>

「税理士署名押印」欄と「税務署整理」欄の間に表示されます。

<表示文言等>

「本申請に係る通知書等について、電子情報処理組織（e-Tax）による通知を希望します 」と表示されるので、**チェック（）**を入れてください。

税理士署名押印	(電話番号)				
本申請に係る通知書等について、電子情報処理組織（e-Tax）による通知を希望します <input checked="" type="checkbox"/>					
※整理番号	部門番号	申請年月日	年月日	通信日付印	確認印
入力処理	年月日	番号確認	身元確認	済	未済
登録番号	T				

記載要領についてはヘルプを参照してください。

e-Taxソフト(WEB版、SP版※)の場合

<入力画面イメージ（案）> 【問答形式】

申請書の作成

税務署による審査を経て、登録がされた場合は、登録番号などの通知及び公表が行われます。
税務署から交付される適格請求書発行事業者の登録通知書をe-Taxで受け取ることを希望しますか。

希望する 希望しない

<表示箇所>

各項目を入力していくとe-Tax（電子通知）により受領することについて確認する画面が表示されます。

<表示文言等>

「税務署による審査を経て、登録がされた場合は、登録番号などの通知及び公表が行われます。税務署から交付される適格請求書発行事業者の登録通知書をe-Taxで受け取ることを希望しますか。」と表示されるので、「**希望する**」を選択してください。

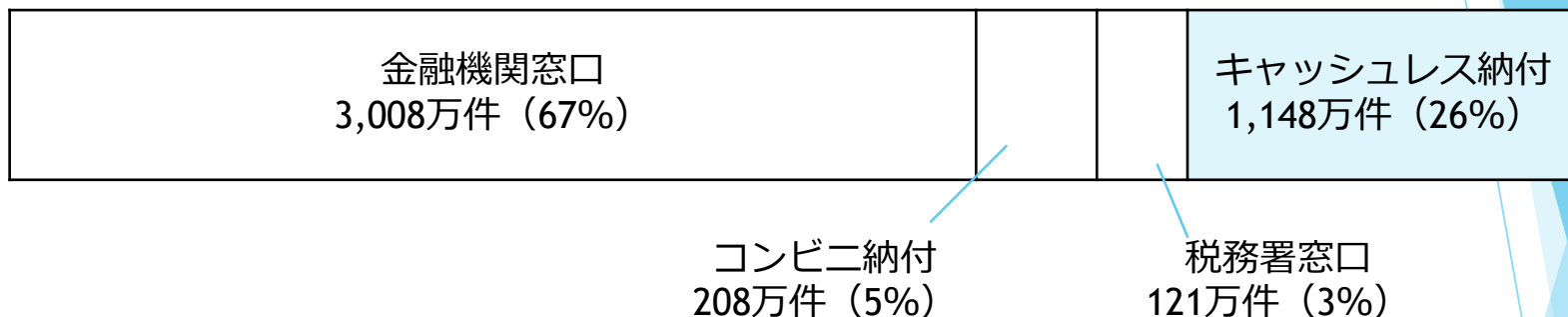
※ e-Taxソフト(WEB版)は税理士の代理送信に対応しますが、e-Taxソフト(SP版)は個人事業者向けに開発しておりますので、税理士の代理送信には対応していません。

3 キャッシュレス納付の利用拡大に向けた取組①

現状と課題

- 国税の納付については、現状、全体の4分の3が金融機関・コンビニや税務署の窓口で行われている。
- 納税者の利便性を向上させるとともに、現金管理等に伴う社会全体のコストを縮減する観点や新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、非対面のキャッシュレス納付を推進していく必要。

(参考) 国税の納付件数(手段別内訳:令和元(2019)年度実績)



※ 「キャッシュレス納付」とは、現金(紙幣・硬貨)を使用しない非対面の納付方法を意味し、振替納税・ダイレクト納付・インターネットバンキング納付・クレジットカード納付の合計を指す。

目標の設定と取組

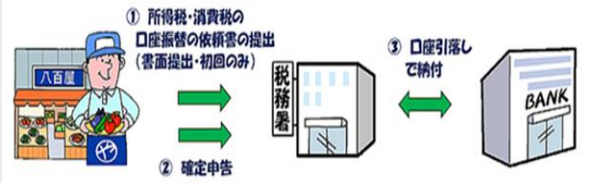
- 国税庁においては、従来から、様々な納付手段を導入することにより、納税者が納付しやすい環境の整備に努めたところ。近年、社会全体で決済手段の多様化やキャッシュレス化が進展していることなどを踏まえ、**令和7(2025)年度までにキャッシュレス納付割合を4割程度**とすることを目標として設定。
- ①利用勧奨、広報・周知、②既存の納付手段の改善、③新たな納付手段の提供(多様化)を取組の柱として、その利用拡大に向けて取り組んでいる。

3 キャッシュレス納付の利用拡大に向けた取組②

キャッシュレス納付の概要

キャッシュレス納付とは、現金によらない納付方法のことであり、具体的に以下の4つの手段がある。

振替納税



詳細はこちら



事前に届け出た預貯金口座から指定された期日に自動で引き落とすことにより納付する方法。

- 【対象税目】
申告所得税及び消費税（個人）
- 【必要な手続き】
口座振替依頼書

ダイレクト納付



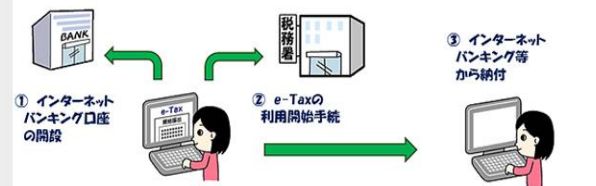
詳細はこちら



e-Taxを操作して、指定した預貯金口座から振替により納付する方法。

- 【対象税目】
全税目
- 【必要な手続き】
e-Taxの開始届出書、ダイレクト納付利用届出書

インターネットバンキング



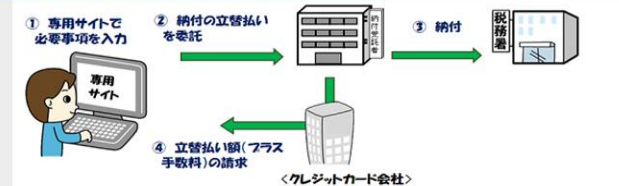
詳細はこちら



契約しているインターネットバンキング等から納付を行う方法。

- 【対象税目】
全税目
- 【必要な手続き】
e-Taxの開始届出書、インターネットバンキング契約

クレジットカード納付



詳細はこちら



専用のWeb画面（国税クレジットカードお支払サイト）から納付を行う方法。

- 【対象税目】
全税目
- 【必要な手続き】
特になし

3 キャッシュレス納付の利用拡大に向けた取組③

○ キャッシュレス納付手段別の特徴

納付手段	納税者の利便性の向上	
	メリット	デメリット
ダイレクト納付	<ul style="list-style-type: none"> ・利用開始届出後、自宅等からスマホやPCで納付が可能(納付期日を指定可) ・インターネットバンキングの契約が不要 	<ul style="list-style-type: none"> ・事前に利用開始届出が必要(個人はオンライン提出が可能) ・e-Taxの利用開始届出が必要
振替納税	<ul style="list-style-type: none"> ・利用開始届出後は自動引き落とし(納付手続不要) ・確定申告分は、振替日が納期限から約1月後 	<ul style="list-style-type: none"> ・事前に利用開始届出が必要(オンライン提出可能) ・利用対象が個人(所得税と消費税)に限定
インターネットバンキング納付	<ul style="list-style-type: none"> ・税務署への利用開始届出が不要 ・自宅等からスマホやPCで納付が可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・事前にインターネットバンキング契約が必要 ・法人は手数料が発生する可能性あり
クレジットカード納付	<ul style="list-style-type: none"> ・税務署への利用開始届出が不要 ・自宅等からスマホやPCで納付が可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・納税者側で手数料が発生

○ 推進する納付手段

区分	税目	推進する納付手段
個人	申告所得税 消費税	振替納税
	源泉所得税(自主分)	ダイレクト納付 (e-Tax送信)
法人	法人税 消費税 その他(印紙税など)	ダイレクト納付 (e-Tax送信)
	源泉所得税(自主分)	

※ インターネットバンキング納付及びクレジットカード納付は、納税者のニーズに応じて推進